

—国分寺市危機管理基本方針—

東日本大震災を踏まえて



気仙沼市街（4月19日）

国分寺市総務部くらしの安全課

国分寺市危機管理基本方針目次

- 1 東日本大震災を踏まえて…………… 2
- 2 危機管理基本方針策定の目的…………… 5
- 3 危機管理基本方針における戦略…………… 6
- 4 新安全・安心まちづくり実現の検討フロー…………… 7
- 5 新安全・安心まちづくり策定に向けた検討課題…………… 8
- 6 『地域防災計画』『危機管理マニュアル』策定スケジュール…10



南気仙沼駅前（4月19日）



気仙沼市街（4月19日）

1. 東日本大震災を踏まえて

*大地震発生・・・平成23年3月11日（金）14時46分三陸沖牡鹿半島東南東約130km付近を震源地（震源の深さ約24km）とするマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震が発生しました。この大震災による死者、行方不明者は8月15日現在20,000人を超えています。

*災害対策本部設置・・・この日、国分寺市では平成23年第一回定例議会が開かれており平成23年度の予算審査が行われている中、震度5弱の揺れを経験することになりました。「これまで経験したことのない、長く大きな揺れだった」と星野市長の言葉のとおり、多くの市民が初めて経験する大きな揺れに襲われました。このため急遽、予算審査は中止となり、まずは市役所内にいる市民、議員、職員等を屋外へ避難誘導するとともに発災14分後の15時00分、余震が懸念されることから市役所前庭に国分寺市災害対策本部（以下「本部」）を設置しました。



《市内で発生した塀の倒壊(3月11日)》

*市内における災害対策活動・・・第1回の本部会議では、気象庁発表の地震概要が報告され、市内の道路、建物等の被害状況についての調査の開始が決定されました。また併せて、保育園、学童保育所、児童館の安全確認と小中学校の下校状況の確認、更には災害時要援護者登録者の安否確認作業を開始しました。

17時から行われた第2回本部会議では、大津波の発生により東北地



《第2回災害対策本部会議(3月11日)》

方を中心に未曾有の被害が発生した模様と報告されましたが、詳細の情報を得る状況になく、市内の被害状況の実態の把握に努めました。

また、JR等鉄道各線が止まった影響で国分寺駅、西国分寺駅周辺で多くの帰宅困難者が発生しているとの報告が入り、その対応に万全を期すことを決定しました。

その後、23時頃に西武鉄道や京王電鉄の一部運行が再開されたことから、帰宅困難者は減少しましたが、最終的に国分寺駅周辺施設で約150人、西国分寺駅周辺施設では約450人の方々が翌日まで過ごしました。

その後の本部における報告では、幸い市内においては人的被害がないことが確認され徐々に落ち着きを取り戻しつつありました。

しかし、福島第一原子力発電所の被災に伴い、3月16日に電力供給不足を補うために実施された計画停電により、18時20分から21時20分の間、市内全域が暗闇につつまれてしまいました。このため職員により主要交差点等において警戒・誘導作業等を実施し、帰宅市民の安全確保に努めました。

*被災地支援活動・・・地震発生から2週間を経過した頃から、被災地支援が本格化されることとなりました。物的支援として3月26日には都からの要請を受け、市の備蓄物資を自衛隊練馬駐屯地へ搬送し、宮城県へ空輸しました。



《仙台市での震災ごみ収集支援(4月21日)》

また、人的支援として3月25日から「中越大震災ネットワークおぢや」事務局からの要請により、千葉県浦安市へ4人の職員を液状化現象による建物被害調査のため派遣したのを皮切りに、東京都からの要請を受け、仙台市へ延べ27人(4月17日～5月7日)の職員を派遣し災害ごみの収集業務支援を行いました。その後も大槌町、

釜石市、いわき市にも東京都市長会の要請に応え職員の派遣を今日まで断続的に行っています。

また、これらの要請に基づく支援活動とは別に、「全国史跡整備市町村協議会」加盟市町村である宮城県多賀城市からの、支援要請に応えるため4月17日には下着類を中心とした救援物資を搬送しました。また5月9日から1班10人の職員を交代で現在(8月末現在11班を派遣)まで派遣し、被害家屋撤去受付事務

や災害廃棄物処理申請の受理等内部事務と罹災証明書発行に伴う家屋の被害状況調査などの支援活動を続けています。

被災地では、現在においても余震が発生し予断を許さない状況が続いていますが、そのような中で被災地の人々は復興に向け力強く動き出しています。今後も国分寺市としては、多賀城市を中心とした被災地への支援活動を続けていくことが人道的に必要なことであると考えており、可能な限り継続していきます。



《多賀城市での被災家屋撤去受付支援(5月10日)》

*東日本大震災により発生した「新たな脅威」への対応・・・東日本大震災により被害を受けた福島第一原子力発電所からの放射能汚染では、当該施設附近の住民が住み慣れた土地からの避難を余儀無くされるなど、多大な負担を強いられています。国分寺市では被災地からの避難者を受け入れており、長引く避難生活に対し、避難者が孤立せず地域市民の一員として満足した生活を送れるよう最大限の配慮を行うことを方針として対応しています。



《市内での空間放射線量測定(6月17日)》

一方、原子力発電所事故に伴う放射能は大気、水、土壌、農作物などに影響を与える恐れがあることから、国分寺市では独自で大気、湧水やプール水、剪定枝チップの検査を実施しています。幸いにも国分寺市内で高い数値は検出されていませんが、この放射能問題や前述した計画停電問題など東日本大震災により発生した様々な「新たな脅威」が国分寺市民の安全な生活を脅かしています。

2. 危機管理基本方針策定の目的

国分寺市危機管理基本方針とは、市民の身体・生命及び財産を守り、安全・安心なまちづくりを進めていくために、本市の危機管理体制を新たに構築するとともに、現時点で考えられる限りの危機課題を整理し、対応策を策定する必要があることから、その目的を達成するための基本的な考え方を定めたものです。この方針における「危機」とは「市民の身体・生命及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事態」を指します。

東日本大震災に伴う被害は、地震の揺れや津波以外でも様々な想定外の事象が発生しました。本市においては、ブロック塀の倒壊や日本瓦の屋根被害など一定の被害想定範囲のものだけでなく、帰宅困難者対策や計画停電対策、更には福島第一原子力発電所の被災に伴う放射能汚染対策などについては「新たな脅威」として位置づけ、適切な対応を図る必要があります。また新型インフルエンザの猛威やO-157などの食品汚染など、地震などの自然災害とは異なる「新たな脅威」に対する備えも重要となります。

○東日本大震災を踏まえた危機課題

- ・ 帰宅困難者に対する安全安心策
- ・ 市民等への情報提供手段の確保
- ・ 災害時要援護者の支援体制の見直し
- ・ 避難所の設営運営の見直し
- ・ 道路及びライフラインの迅速復旧策
- ・ 職員体制の抜本的見直し
- ・ 停電時の安全安心策
- ・ 他府県市等からの支援受け入れ方針

○新たな脅威に対する危機課題

- ・ 原子力発電所等の放射能対策
- ・ 新型インフルエンザやSARSなど感染症対策
- ・ BSE、O-157など食品汚染対策
- ・ 地球温暖化による異常気象（ゲリラ豪雨）対策
- ・ サイバーテロやシステム障害対策
- ・ 不審者侵入防止対応策
- ・ 振り込め詐欺等防止対策

3. 危機管理基本方針における戦略

東日本大震災を受け、その教訓とこれまでの防災行政の検証を踏まえ、行政組織の見直しが必要と考えます。近年、わが国各地において様々な事故や災害が発生するのを受け「危機管理」という考え方に注目が集まっています。

都道府県では43自治体（2007年総務省消防庁調査より）で「危機管理監」などの職制が設置されています。また市町村レベルでも危機管理担当ポストの設置が急増しており（2011年4月現在多摩26市においては3市で設置）、今回の震災を受け、さらにその動きが早まるものと思われます。当市においても、前述したように多くの危機課題があり早急な対応が求められます。これらの課題の解決には多くの部署にまたがることから、「危機管理監」を設置し、副市長がその任にあたり、その下に関係課長を中心として構成されるプロジェクトチームを設置し戦略を策定していく必要があります。その後、来年4月1日には、危機管理を視野に入れた組織の見直しについての検討も急務となります。

危機管理監（副市長）及びプロジェクトチームの設置



安全・安心のまちづくりのための戦略策定

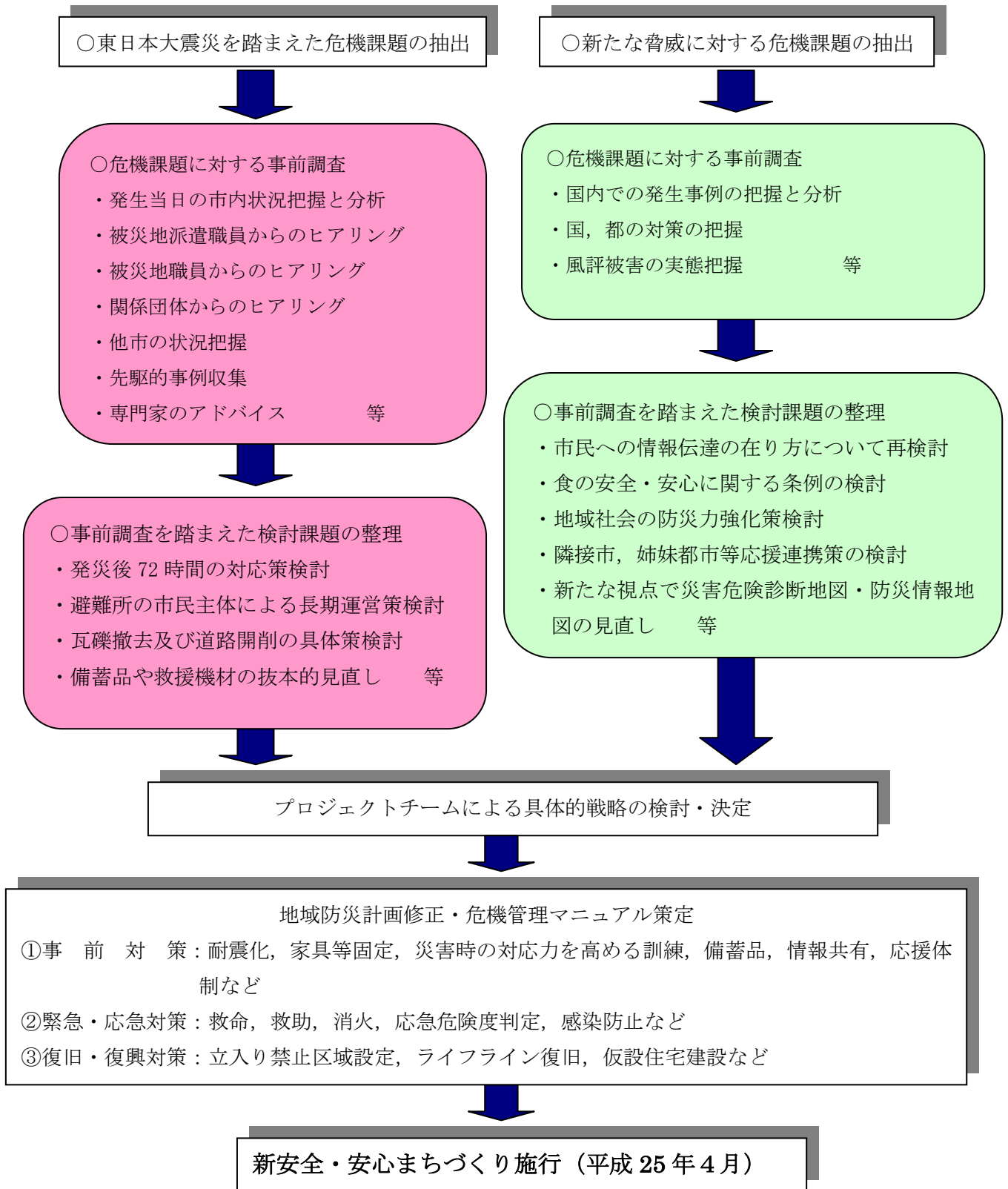


・『国分寺市地域防災計画』見直し完了・策定

・『危機管理マニュアル』策定

<新安全・安心まちづくり施行>

4. 新安全・安心のまちづくり実現の検討フロー



5. 新安全・安心まちづくり策定に向けた検討課題

○東日本大震災を踏まえた危機課題→国分寺市地域防災計画の見直し・策定

| 危機課題 | 具体的内容 |
|---------------------|--|
| ①帰宅困難者に対する安全安心策 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道会社との連携 ・駅周辺集客施設との連携 ・市内企業との連携 |
| ②情報収集策と伝達策 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集内容と収集手段の実態調査 ・防災行政無線の音域到達範囲調査 ・防災行政無線を補完する伝達手段研究 |
| ③職員体制の抜本的見直し（召集と配置） | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外発生時の召集状況調査 ・発災後 72 時間の体制確立 ・実効性のある指揮命令系統の確立 ・業務継続計画（BCP）の策定 |
| ④停電時の安全安心策 | <ul style="list-style-type: none"> ・小金井警察署及び関係機関との連携 ・業務継続計画（BCP）の策定 |
| ⑤災害時要援護者支援対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携 ・災害時要援護者避難支援プランの作成 |
| ⑥他府縣市等からの支援受け入れ方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域連携の構築 ・支援者のための活動拠点の確保 |
| ⑦避難所の設営方針の抜本的見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の避難所運営策の検討 ・収容想定人数の検証 ・備蓄品購入計画の見直し |
| ⑧道路等の迅速復旧策 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧優先路線の確定 ・効果的な復旧対応策の検討 ・関係団体との連携 |
| ⑨延焼火災に配慮したまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災等の災害危険区域の市民等への周知 |
| ⑩消防団，自主防災組織の充実策 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団及び防災まちづくり推進地区等の課題整理 |
| ⑪防災訓練の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・部門別訓練（図上・実動）の実施 |

○新たな脅威に対する危機課題⇒危機管理マニュアルの策定

| 危機課題 | 具体的内容 |
|-------------------------|---|
| 全危機課題共通 | 国・都の対策把握，他区市町村の状況把握，市民への情報伝達の在り方について再検討，地域社会の防災力強化策検討，隣接市・姉妹都市等応援連携策の検討，新たな視点で災害危険診断地図・防災情報地図の見直し，業務継続計画（BCP）の策定 |
| ①原子力発電所事故等による放射能対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内原子力発電施設の現状把握と分析 ・風評被害の実態把握 ・測定方法等の検証 |
| ②新型インフルエンザやSARSなどの感染症対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の実態状況把握と分析 ・感染症発生地における課題整理 |
| ③BSE，O-157など食品汚染対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内の発生事例の把握と分析 ・前例対応策等の状況把握 ・食の安全・安心に関する条例の検討 |
| ④地球温暖化による異常気象対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラ豪雨の被災状況把握と分析 ・竜巻の被災状況把握と分析 ・被災地における対応策整理 ・効果的な復旧対応策の検討 |
| ⑤サイバーテロやシステム障害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の発生事例の把握と分析 ・前例対応策等の状況把握 |
| ⑥不審者侵入防止・対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況把握 ・小金井警察署との連携 |
| ⑦振り込め詐欺等防止策 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の被害状況の把握と分析 ・小金井警察署との連携 |

6. 『地域防災計画』『危機管理マニュアル』策定スケジュール

市民の身体・生命及び財産を守り，安全安心なまちづくりを推進するため「地域防災計画」「危機管理マニュアル」を策定します。

